

会 議 録

会議の名称	平成30年度 第1回 茨木市障害者施策推進分科会
開催日時	平成30年8月31日（金）午後3時05分から
開催場所	茨木市福祉文化会館3階 302号室
議長	小尾委員（会長）
出席者	石田委員、岩崎委員、上島委員、大木委員、太田委員、岡田委員、新野委員、高田委員、森脇委員
欠席者	森川委員
事務局職員	中井こども育成部次長兼子育て支援課長、河原障害福祉課長、中島相談支援課参事、石井障害福祉課課長代理、藤岡子育て支援課発達支援係長、中村相談支援課相談二係長、藤山障害福祉課計画推進係長、長野地域福祉課政策係長
議題(案件)	<ul style="list-style-type: none"> ①会長職務代理者の選出について ②障害福祉計画（第4期）の取組状況等について ③平成30年度障害福祉関連事業について ④その他
資料	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 障害福祉計画（第4期）の取組状況について ・資料2 平成30年度障害福祉関連事業について

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
司会	<p>開会</p> <p>それでは、定刻となりましたので、茨木市障害者施策推進分科会を開催させていただきます。審議会に引き続き、よろしくお願いいたします。</p> <p>各委員の紹介につきましては、先ほど審議会にて行いましたので割愛させていただきます。皆さまのお手元に会場の配席図をお配りしておりますので、こちらでご確認いただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、会議の議事進行は会長が行うこととなっておりますので、小尾会長、よろしくお願いいたします。</p>
小尾会長	<p>それでは、早速ですがこれより会議を始めたいと存じます。先ほどの審議会でも確認されましたが、審議会と同様に、当分科会の会議録も原則公開ということになりますので、ご了解いただきますようお願いいたします。</p> <p>また、当分科会の会議録の作成の都合上、ご発言の際はマイクをお使いくださいますようお願い申し上げます。</p> <p>それでは、本日の委員の出席状況について事務局からご報告いただきます。よろしくお願いいたします。</p>
司会	<p>本日の委員の出席状況についてご報告いたします。委員総数11人のうちご出席は10人、欠席は1人です。半数以上の出席をいただいております。</p> <p>また、本日はお1人の方が傍聴されていることをご報告いたします。</p>
小尾会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>では、これより議事に入ります。</p>
小尾会長	<p>まず、議題1の「会長職務の代理者の選出について」です。</p> <p>職務代理者は、茨木市総合保健福祉審議会の規則第7条第5項により、会長が指名することとなっておりますので、新野委員にお願いしたいと存じます。新野委員、よろしくお願いいたします。</p>
新野委員	<p>よろしくお願いいたします。</p>
小尾会長	<p>では、次の議事に移りますが、まず初めに、会議の進め方についてお諮り</p>

藤山係長

したいと存じます。

それぞれの議題について事務局からご説明を受け、その内容について順次ご意見・ご質問などのご発言をいただくということではいかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、そのように進めさせていただきます。

では、議題2「障害福祉計画（第4期）の取組状況等について」、引き続き、事務局からご説明をお願いいたします。

障害福祉課計画推進係の藤山と申します。

お手元の資料1「障害福祉計画（第4期）の取組状況について」をご覧ください。こちらは平成29年度末までが計画期間の前期の計画になりますが、計画の成果目標および活動指標の自立支援給付、地域生活支援事業の取り組み状況について、障害福祉課よりご説明させていただきます。なお、会議時間の都合もございますので、主な項目を抜粋しての説明とさせていただきます。ご了承お願いいたします。

ではまず、資料1ページ、〔1〕施設入所者の地域生活への移行者数になります。地域移行の実績と目標値につきましては、平成25年度末の施設入所者115人が平成29年度末までに地域移行をされた数は14人で、第4期計画の目標値22人に対して64%の達成率となっております。施設入所者の数ですが、昨年の実績と目標値につきましては、平成25年度末の施設入所者数が115人、平成29年度末までに11人が逆に増加している状況でありまして、第4期計画の目標値10人に対して、こちらも達成できていない状況です。

障害者の地域生活を支える、グループホーム等の住まいや日中活動、通所先などの障害福祉サービスの基盤整備はもちろんのことですが、施設に入所されている、あるいは施設入所を検討されている障害者あるいはそのご家族に対して、相談支援等を通じまして、支援を受けながら地域生活ができるようにということそのもののイメージを今後も丁寧に情報提供していく必要があることを示すデータになっております。

続きまして2ページ、〔2〕福祉施設から一般就労への移行者数になります。平成29年度の一般就労への移行者数は40人で、第4期計画の目標値59人に対して68%の達成率となっております。

障害者の就労を取り巻く社会環境は、なお難しい状況ではございますが、今年度から法定雇用率の引き上げ等が行われるなど、社会的な前進も見られているところです。引き続き、就労支援事業者や茨木・摂津障害者就業・生活支援センターとの連携を強化いたしまして、一般企業への就労支援あるいは職場定着支援に取り組むとともに、スマイルオフィスや市庁内職場実習事業など就労の動機付けとなるような取り組みを通じて、障害者の就労促進を図ってまいります。

続きまして3ページの下半分、③就労継続支援（B型）事業所の平均月額工賃の目標値につきましては、平成29年度の工賃の平均月額が1万3,121円で、第4期計画の目標値1万7,091円に対して達成率は77%となっております。

この数字は大阪府の平均値こそ上回っておりますが、ここ数年は茨木市においてはほぼ横ばいの状況が続いており、引き続き、より効果的な工賃向上策の推進が求められている状況です。

続きまして4ページ、〔4〕障害者の地域生活の支援についてです。地域生活支援拠点等を平成29年度（2017年度）末までに市または圏域に少なくとも1つ整備するというのが、第4期計画における目標値であります。平成30年度現在のところ未設置であります。

この目標につきましては、国が定める設置の期限に合わせたものでしたが、全国的に整備が進んでいない情勢等を受けまして、国の定める期限が平成32年度末までに延長されている状況です。本市におきましても、障害者地域自立支援協議会等と連携いたしまして、地域の社会資源を有効に活用しながら、平成32年度末までには遅滞なく整備していく方針です。

5ページからは、サービス等の利用状況についてです。主な項目についてのみご説明させていただきます。

5ページ下段、短期入所サービスについてです。平成29年度における達成率は、身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児の全てで、利用人員および利用日数の実績が計画に対して100%を超えております。急な家族の不在や傷病のみならず、ご家族のレスパイト、あるいは将来的にご家族と離れて暮らすことを視野に入れたトレーニングとしてサービスを利用するなど、短期入所のニーズの高まりがうかがわれる数字となっております。

次に、少し飛びまして8ページの下半分〔5〕相談支援であります。計画相談支援につきましては、平成29年度は、障害児を除き身体・知的・精神障害者いずれも、目標値を大きく下回っている現状です。

計画相談支援の導入に向けては、地域の相談支援専門員不足が慢性的な課題としてございまして、人材の確保・育成をしていくとともに、現状の限られた資源を今まさに必要としている方に適切に届けられるよう、引き続き取り組む必要があります。

地域移行支援、地域定着支援の実績につきましては、身体・知的・精神障害者いずれも計画を大きく下回る結果となっております。

先にご説明しました地域移行者の実績とも共通する部分ではありますが、施設入所者、精神科病院に入院している方に対する地域における受け入れ体制等の支援策が不足していることがうかがわれます。また、地域移行をする際のコーディネーターとしての相談支援サービスが十分に活用されておらず、

施設や病院に対して、こういったサービスについての周知を図っていく必要があります。

その他につきましては、資料に記載のとおりですのでご確認いただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

障害児支援につきましては、子育て支援課の藤岡から説明させていただきます。

藤岡係長

子育て支援課発達支援係の藤岡と申します。座って説明させていただきます。

資料は14ページをご覧ください。こちらも時間の都合上、主だったところのみの説明とさせていただきます。

2番目のところの、一番下の保育所等訪問支援についてでございますが、平成29年度の実績としましては、利用日数は9日で、見込み値の16日を下回っております。しかしながら、平成27年から少しずつではありますが、実績のは上がってきております。ただ、このサービスを実施できる事業所が、現在市内では3カ所のみでございますので、より普及させるためには、受け入れ先への事業、制度の周知に併せまして、今後については、提供体制の確保も必要になってくると考えております。

その下の(3)障害児相談支援のほうにまいります。こちらも、障害福祉サービスにおける状況と同様で、相談支援の導入を目標にして進めておるところではありますが、なかなか実績は上がっておりません。平成29年度につきましては、見込み値の半分以下、35%程度の実績となっております。

これも先ほど障害福祉課からも説明がありましたように、相談支援事業所のマンパワーの不足というのが大きな要因ではありますが、既存の事業所が相談支援専門員を増やすことができるような、また新規の事業所が事業実施しやすいような、さらなる普及促進策を考えていく必要があります。

簡単ではございますが、以上となります。

小尾会長

ご説明ありがとうございました。

それぞれの取り組み状況について、事務局からご説明いただきましたが、ただ今のご説明につきましてご意見・ご質問等のご発言がございましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。太田委員、お願いします。

太田委員

施設からの地域移行について、逆に11人増加しているということで、ちょっとこれは問題があるなと思うのですが。どう進めるか以前に、本当に施設からの地域移行の必要性を、これを進める上で、茨木市もですし、私たち事業所も含めて、本当に施設からの地域移行を進める必要があるという認識を

まず本当に持っているのかなということが疑問としてあります。

まず、その辺りの啓発と申しますか、みんなが、やはり施設ではなく地域で普通に生活する、こうあるべきだ、それを進めなければいけないという認識になるように取り組み、研修会など、そういったところからもう一度していかないといけないのではないかと申します。意見として。

小尾会長

ありがとうございます。地域移行の取り組みがなかなか目に見える形で目標達成に至っていないことについて、やはりこのことの重大性というものをお広く知っていただく必要があるのではないかと申します。これからの議論に臨みまして、特にそういった観点から委員のお立場で何か重ねてご発言はございますか。あるいは、こういった点についてももう少し努力が必要ではないだろうかということがございましたら、この機会に併せてお聞かせいただければと思います。お願いします。

太田委員

繰り返しになりますけれども、具体的に、今、入所施設で障害のある人がどういった生活をしているのか、実態をまず知ることから始めないといけないのかなとは思っています。それを一般市民というよりも、むしろ進める側、事業所も行政も含め進める側が、もう一度本気で地域移行を進めようとならないと、なかなか進まないのではないかなと思います。ですので、進める側の私たち自身がしっかり、そういった実態をまず知ることが大事かなというふうに思います。よろしく申し上げます。

小尾会長

施設、事業所のみならず市においても、いわゆる本気度をしっかり市民にアピールしていく、そういった取り組みがなお必要ではないか、と申しますが。

太田委員

市民にアピールする以前に、進める側が、本当にこれを本気でやるという、そういう認識に立っていないと思うんですよ。計画、目標として挙げたとしても、実際には、施設は必要なのではないかなという認識で、多くの進める側の人たちがそういう認識でいるのではないかなということを感じます。ですので、進める側が、本当に施設の中で障害のある人たちがどういった生活をしているのかということをお、本来の自然な生活ではないと思っておりますので、そういったところをしっかりとまず知る、認識するということをお大事だと思っております。

小尾会長

ありがとうございました。これから、議論の中でそうした点についてもご発言いただければありがたいと存じます。

	<p>他にいかがでしょうか。どの立場からでも結構でございます。ご質問等がございましたら、ご発言をお受けしたいと存じます。</p>
森脇委員	<p>森脇と申します。</p> <p>この資料を見させていただいて思ったのが、就労のところですが、今、だいたい何事業所ぐらいが毎年増えていっているような状況になっているのかということを知りたいです。</p> <p>表を見ると、だいたい達成率が100%ということになっていたと思うのですが、毎年、支援学校からの卒業生が、就労という形で働く形で事業所のほうに行くと思います。今、100%ぐらいだということは、これから増えてもらわないと、入られない、お仕事ができないのではないかなと思ったので、ちょっと知りたいなと思いました。</p>
小尾会長	<p>すみません。どの部分について今、ご指摘ですか。</p>
森脇委員	<p>就労のところですか。就労A、Bという3番。ページ数は7ページです。7ページの3番の就労とか就労支援という、日中活動系サービスの中の形で達成率が。</p>
小尾会長	<p>就労移行支援についての部分。</p>
森脇委員	<p>就労移行もそうですし、就労継続支援A、Bなども、達成率が90や80という形で100を超えているものもあるのですが、毎年、卒業生が就労の方に回りますよね。なので、毎年、何事業所ぐらい増えているのかということを知りたいです。</p>
小尾会長	<p>具体的な数字として。</p>
森脇委員	<p>はい。</p>
小尾会長	<p>市として何かまとめておられるものがあれば、ご説明お願いします。</p>
藤山係長	<p>就労に関する日中活動サービスは、種類が複数ございます。少しずつ性質が違っているものもあり、一緒にできないところもありますけれども、まず就労移行支援サービスというものについては、このサービスをご利用になった上で一般企業等への就職を目指していただくものになります。そちらについては、基本的には2年間が標準利用期間となっております、その2年の</p>

うちに、そこでの活動を経て頑張って就職をしていきたいと思いますという性質のサービスになります。そこについては今、市内に4カ所目の事業所が今年度増えたところですが、昨年度の時点では3カ所で、今年度で4カ所目ができているということになっております。4カ所目の事業所については、まだできて2年たっておりませんので、就職をした実績というのは今現状ないのですが、やはり2年で標準利用期間が終わるサービスですので、どんどんと事業所数として増えていくということでもないかなとは思っています。ある程度、2年すれば利用者の方が入れ替わっていく性質のサービスになりますので、その就労移行支援については、そこまでどんどん事業所数が伸びていくとは、今現状は考えていないところです。

あと、就労継続支援A型とB型とございます。これについては、継続支援の名のとおり、標準利用期間というものがございません。長い方は10年を超えてご利用になる方もいらっしゃいますので、ニーズに応じて、事業所の数というのは今後、変わっていく可能性があるのかなと思っております。

今、就労継続支援のA型、いわゆる最低賃金が保障された雇用契約を伴うサービス利用の事業所になりますが、こちらが、現状8カ所になっています。これがだんだん増えてきて、26、27、28年度と1、3、5、7カ所という形で実際の事業者数が今、市内では増加の途中にあります。また、これがどこまで増えていくのかというのはなかなか難しいところがありますが、今は増加の傾向にある途中という状況であります。

B型の事業所につきましては、最低賃金が保障されていない、どちらかというとお給料、工賃がA型に比べると少ないというふうにはなってしまうのですが、そういった事業所については、そんなに大きく数は伸びていません。今、20カ所ということで、数年前に17から18になり、微増ではありますけれども、ほぼ横ばいの状況があります。

実際、支援学校を18歳で卒業されて、進路としてこういった就労に向けたサービスをご利用になる方は毎年一定数いらっしゃいますので、進路相談等におきましても、その方々が希望する事業所や、あるいは当然、一般の就労も含めて希望する進路を選べるように、市としても引き続き支援をするように考えております。以上です。

小尾会長

というご説明でした。森脇委員、今のご説明でよろしいですか。

森脇委員

はい。やはり、保護者としては選択したいという思いがありますので、ぜひ、どんどん増えていくということを希望しています。

小尾会長

ご発言、ありがとうございました。

	<p>他にいかがでしょうか。では、続けてお願いします。太田委員。</p>
<p>太田委員</p>	<p>地域生活支援拠点について、未設置ということで報告がありましたけれども、この地域生活支援拠点は、1つの箱物の中に詰め込むのではなくて、今ある社会資源を活用して、ネットワークを活用する面的整備という形を茨木市も検討されているということをお聞きしたことがあります。このあたりの現時点でのイメージといいますか、相談支援体制も大きく変わっていった中で、その辺りともどういうふうに連動していくのか、分かる範囲で教えていただければと思います。</p>
<p>小尾会長</p>	<p>それでは、現時点で市としての取り組みとこれからの見通し、そういった点についてお答えいただければと思います。</p>
<p>河原課長</p>	<p>障害福祉課の河原です。</p> <p>地域生活支援拠点は、今期の計画の中で平成32年度までに整備ということではありますが、ご承知のとおり、前計画が平成29年度で終了しており、その中でも、地域生活支援拠点を整備することということで設けておりました。最終的には、これは整備できなかったというところでもあります。全国的に見ても、地域生活支援拠点というのはまだ整備されていない状況であります。</p> <p>整備の難しさというのは非常にあるところではありますが、例えば今、おっしゃられていた相談機能を24時間365日、ここなら相談を受けられるという体制の整備というところがございます。先ほどの審議会の中でも今後、地区保健福祉センターを整備していく中で、この中にどういった機能を付加していくのかということが議論の対象ではありますが、その地区保健福祉センターの中でそういった相談を受けられるというようなところ、また体験の場については、今、特にグループホームを増やしていかないといけないといったところも当然、市としても考えているところであり、今、徐々にはありますが、グループホームが増えてきている状況であります。こういった体験の場ができないかというようなところも、会議に図っていきいたいと考えているところでもあります。</p> <p>実際そういった形の部分で、今、順次、相談支援体制、また新たな社会資源、こういったところできているところがありますので、そのあたりを事業者さんと調整しながら進めていきたいと考えております。</p>
<p>小尾会長</p>	<p>ありがとうございました。よろしいですか。</p>
<p>太田委員</p>	<p>地区保健福祉センターについて、今、設定されていって、また改めてにな</p>

るのかもしれないですけども、現状は、地域包括支援センターとCSWをやっているところが選定されているのですが、障害のほうは慌ててやっているところもありますけれども、この地域生活支援拠点は、障害のほうで求められているものだと思います。そのあたりではどうなっていくのかなと思っています。

意見としましては、障害については、やはり障害者と一言でいっても非常にニーズは多岐にわたりますし、身体・知的・精神といっても、身体の中でも視覚、聴覚などいろんな障害があります。知的障害の中でもいろんなニーズがあります。精神障害といってもまたいろんな症状もありますし、発達障害やてんかんなども含まれます。本当に幅広いニーズがあるという状況なので、なかなかこのような状況の障害者を高齢者とひとくくりにして対応するというのは難しいと思っています。

そういったところでの障害者のニーズをしっかりと拾って、それを反映させていくというような形で、この地域生活支援拠点についても、相談支援体制についても、今後検討していただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

小尾会長

ただ今の委員のご指摘は、審議会でのこれからの議論に委ねられるところがだだと思いますが、ただ、そうした議論の中で障害者固有のニーズといったものが取り残されていくということのないように、しっかりそうした取り組みの中に、障害者固有のニーズといったものが落ちこぼれないようにしなければいけないというご指摘だと思います。委員のご指摘も踏まえて各委員の皆さんには審議会でご発言いただければと存じます。

他にいかがでしょうか。先を急ぐようで恐縮ですが、45分をめぐりというアナウンスもございましたので、他になければ、議題2につきましてはここまでとさせていただきます。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

では次に、議題3の「平成30年度障害福祉関連事業について」、事務局から引き続きご説明いただきます。お願いします。

藤山係長

それでは、平成30年度障害福祉関連事業につきまして説明させていただきます。お手元の資料2、ページでいうと15ページからをご覧くださいませようをお願いいたします。

この資料は、障害福祉課、相談支援課、子育て支援課の3課が所管いたします事業の中で、平成30年度の新規事業あるいは拡充事業についてご説明させていただきます。ものになっております。

今年度から新たにスタートしております、茨木市障害者施策に関する第4

次長期計画、茨木市障害福祉計画第5期および茨木市障害児福祉計画第1期の策定に当たりましては、6つの基本目標というものを定めております。資料のそれぞれの項目の下に、その事業に関連いたします基本目標を示しておりますので、計画のほうとも照らし合わせながら参考にご覧いただければと思います。

まず1つ目といたしまして、「茨木市障害もある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の制定です。昨年度、この分科会でも専門部会を設置していただきまして、条例の制定に向けた意見交換を重ねてまいりました。その結果として、ことし3月に条例が制定されまして4月1日から施行されております。

この条例では、障害者差別の解消に関して、国の法律では努力義務となっている事業者の合理的配慮の提供を義務としている点が、非常に大きな特徴となっています。また、言語としての手話などの多様なコミュニケーション手段への理解促進や、障害のある人が抱える課題につきまして、市や事業所の取り組む方向性を定めるなど、障害者に関する総合的な内容を含む条例となっております。

条例の施行に関連する事業といたしまして、講演会や研修などの理解啓発事業、事業者向けの合理的配慮の助成金、窓口サービス向上のための集音器の購入を今回、事業として挙げさせていただいております。

その他、障害福祉課が所管する事業といたしまして、障害者医療制度の改正と、それに伴う自己負担額の自動償還システムの構築、重度障害者福祉タクシー料金助成事業の対象者の拡大、移動支援事業の報酬単価の見直し、障害福祉センターハートフルの改修工事を挙げさせていただいております。

続きまして、相談支援課所管の事業については2点です。

1点目は、障害者相談支援事業業務委託に係る公募型プロポーザルの実施です。総合保健福祉計画（第2次）に基づいて再設定をいたしました、圏域・エリアの考え方に沿いまして、専門的な相談支援体制を整備してまいります。

2点目は、スマイルオフィスおよび庁内職場実習の拡充です。スマイルオフィスと庁内職場実習の対象者を障害者のみならず、生活困窮者にまで拡充いたしました。就労・定着の促進を図るものです。

最後に、子育て支援課所管事業として1点、療育施設の再編整備を挙げています。これは、児童発達支援事業所のすくすく教室とばら親子教室を再編整備いたしました。すくすく親子教室として新たにこども健康センターにて実施しているものです。これは既に実施いたしておるものになります。

今年度事業につきましては、以上で説明とさせていただきます。

小尾会長	<p>ご説明をありがとうございました。</p> <p>ただ今のご説明につきまして、委員の皆さまからご発言がございましたら、お受けしたいと存じますが、いかがでしょうか。既にご承知置きのこと、ひょっとしたら多いかも知れません。太田委員、お願いします。</p>
太田委員	<p>ちょっと本題から外れるかもしれないのですが、16ページの障害者相談支援事業業務委託に係る公募型プロポーザル方式の実施のところの、計画の基本目標のところ。「健康にいきいきと自立した生活を送る」ということになっているのですが、ちょっとこの文言に私は違和感を感じるのです。障害のある人がもちろん健康にいきいきと生きるというのは、できればいいことなのですが、健康でない方、ご病気の方なども含めているんな人がいるので、そういった方に「健康に」ということをあえて目標に入れるということ。</p> <p>障害のある方に健康になりなさいよというようなことを求めているということではなく、障害者の自立の概念としまして、どれだけ重度の障害があっても、必要な介護や支援を使って自分で決めた生活を送るというようなことが、障害者の自立生活であると、そういう考え方があるんですね。</p> <p>例えば介護保険でいう自立というのは、むしろ介護者が不要ないといったりしますけれども、障害の場合はそうではない人も自立の概念というのがあります。ですので、これはもう既に計画の中の目標として入っているので、今さらそれを変更するというのは難しいのかもしれないのですが、今後、また機会があればこういったところも、障害のある方の視点に立って見直しをできればお願いしたいなと思います。</p>
小尾会長	<p>貴重なご意見としてひとまず受け止めさせていただきます。委員ご指摘のとおり、もう既にこの言葉遣い、表現というのは承認されていますので、ここで議論を蒸し返すということはありません。ただ、委員が懸念されるようなことは引き続き、これからの議論の中であるとすれば、またそれに対してご指摘いただければと思います。引き続き、よろしくお願いたします。</p> <p>他にございますか。新野委員。</p>
新野委員	<p>今のことで補足いたします。</p> <p>この計画を立てます時、昨年、この表現でいいのかどうかというのは、委員の皆さんも散々議論し尽くして、「いきいき」ということと「健康」ということと「自立」ということとの関係性はどうなっているのだということを、皆さんで検討した経緯がございます。が、結局、このように落ち着いたということでございますので、書面の報告書の中にはこういう形で残ったという</p>

経緯がございました。

小尾会長

ありがとうございました。取りまとめにご尽力いただきました新野委員から、議論経緯の一端についてご紹介をいただきました。他にご発言はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、森脇委員。

森脇委員

森脇です。

この条例ができて、とてもいい内容になっていると思うんですね。それで、たくさんの人にやはり知っていただきたいという思いももちろんありますが、職員さんの中でも全員、それこそ皆さんがというのは難しいことですが、職員さんへの周知徹底を。あと、私が希望するのは、児童、教育関係の先生方への周知だったりします。「障害のある人」とすると、結構児童というのは忘れられがちですよ。障害のある子どもたちはたくさんいるので、学校のほうにもこちらのリーフレットを配布していただいて、先生方にもご理解いただけるような形を取っていただけたらありがたいなと思っています。

小尾会長

条例の周知について、もっと学校側への働き掛けというものがあっていいのではないかというご意見ですけれども、この点について何か市としてございますか。今、委員さんからご指摘がございましたけれども。

藤山係長

ありがとうございます。こちらの条例のリーフレットは、この後、皆さんにお伝えしようと思っていたのですが、右上に「分かりやすい版」と書かせていただいております。障害のある方、あるいはお子さんでも読みやすいようにというところで作ったものです。

先ほど、森脇委員からご指摘があったように、学校現場。当然、生徒児童の方もそうですし、学校の職員の方も含めて先生にも、やはりこういった条例の考え方、理念をきちっと伝えていかなければいけないのではないかと思います。意見は内部でも既にございます。

ただ、この「分かりやすい版」は、分かりやすいとは言いましたが、小学生が読むにはちょっと難しいなというようなものがあったりします。では、どれぐらいの学年をまずはターゲットにしてお伝えするのかなど、当然学校現場、先生なりに中身を見ていただいて、これぐらいなら分かるかなというところを市でも今後また検討していきたいなというふうには思っております。少しでも多くの方に手に取っていただいて、ご理解が進むような方策を職員、学校、市民の方、事業者の方と考えながら、今後も推進はしていく考えでございます。

小尾会長

今の点に関してよろしいでしょうか。
他にご発言はございますか。はい、どうぞ、大木委員。

大木委員

今、お2人の委員からのご質問をお聞きしていて、それも踏まえてちょっと私も混乱してしまったところがあるんです。そもそも、この条例は、資料の15ページに出ていますけれども、障害がある人もない人も共に生きるまちづくりの条例ということなんですね。「本条例は、障害者に対する差別を禁止する規定を設けており」とあるのですが、この条例がいうのは、障害のある方だけを、障害認定を受けた方だけが差別を受けないという視点で書かれているのか、茨木市全体、どんな人も多様な人が受け入れられるまちづくりを目指す条例なのか、ちょっとその視点がよく分からなかったのでお聞きしたいなと思います。

小尾会長

今の点はおそらく、条例制定に向けての検討の中で議論を尽くされているのだろうと思いますけれども、一度整理していただくという形でお願いします。

藤山係長

はい。ご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、障害というものの定義自体も、昔と今とでは大きく変わってきているところもございます。

いわゆる障害者手帳をお持ちの方が障害者であるというのは、非常に皆さんが分かりやすく理解できるところかと思うのですが、最近の、障害あるいは障害者の定義というところは、そこにとどまらない状況になっています。手帳をお持ちでなくても何らかお体、お心を含めて問題を抱えておられて、生活にしづらさ、あるいは生きづらさを感じておられる方を広く障害のある方というふうに捉えるのが、今の潮流だと思っているところです。

この条例につきましては、内容については障害者差別の廃止であったり、あるいは言語としての手話の話であったり、障害者のことが中心にはなっておりますが、やはり市の思いといたしましては、障害者とそうでない人とを分けることをできるだけしなくなかったということがございます。障害のある人もない人も共に、茨木というまちの中で、楽しく元気に過ごすことができるということが目的ではないのかなということもあります。そして、障害のある人に対してみんなが配慮ができるまちは、誰にとっても暮らしやすいまちになるということが、考え方の根底にはあると思っておりますので、皆さまにもご理解いただければと思っております。

小尾会長	というご説明ですが、今の点でよろしいですか。
大木委員	<p>ご説明いただいてありがとうございます。</p> <p>ちょっと1つだけ、引っかけたところがあります。「障害のある方に配慮できるまちは住みやすい」というのは、根本的にはとても納得できる考え方なのですが、私が今、自分の仕事の中でかかわっている事柄としては、LGBTなど、障害ということで配慮が受けられない狭間の方々ですね。軽度の発達障害者の方や、先ほども「健康にいきいきと」という言葉のことも委員からご質問がありましたけれども、いわゆるあまり障害者手帳の対象にならない病弱や難病の方など。障害のある人が配慮されるまちだから、必ずそういう狭間にいる方々が十分な配慮が受けられるかということ、ここはちょっと丁寧に考える必要があるかなというふうに思います。</p>
小尾会長	その辺の具体的な内容について、今、踏み込んでご発言いただいていますので、この場でそこを議論させていただくということは少し無理があるかと思いますが、もしあれば。
新野委員	ちょっとこれも補足をさせていただきます。
小尾会長	議論に尽力していただきました新野委員です。
新野委員	<p>この表現についても、昨年、この会議の中でも出たことでございます。ソーシャルインクルージョン、インクルーシブな社会、地域共生社会をつくっていくのだという大きな狙いの中でこの条例を考えていったときの表現は、「障害のある人もない人も共に生きる」というこの言い方に落ち着くしかないのではないかという、そんな経緯があったと思います。</p> <p>ソーシャルインクルージョンということでお考えいただくというのが、大きな狙いだったと思います。</p>
小尾会長	<p>新野委員、ありがとうございます。</p> <p>条例は既に制定されておりますし、条例の趣旨を広く市民の方に分かりやすく伝えていただくということが、とても大事なことだろうと思います。市におかれましても引き続き、ご努力いただきたいというふうに思います。</p> <p>他にいかがでしょうか。ご発言はよろしゅうございますでしょうか。ご発言がないようであれば、議題3につきましてもここまでとさせていただきます。</p> <p>では次に、議題4「その他」について、事務局から特に何かございますか。</p>

藤山係長

はい。先ほどの議題3の中で話をしてしまったことになりましたが、こちらの「分かりやすい版」ができましたよということを改めてこの場で皆さんにお伝えをさせていただきます。

この「分かりやすい版」を裏返していただきますと、裏面の下のほうに、非常に小さくて恐縮ですが、右下に「このパンフレットは1万2,000部作成し」と書かせていただいています。

この1万2,000部につきましては、今年度、市内全自治会に配布する予定をしております。あと、商工会議所の会員さんに配布される会報誌にも折り込み、配布させていただき、それだけで1万部は超えてくる状況になりますが、その他、市が実施いたしますこういった会議、あるいはイベントといったところでも皆さまに配布をさせていただく予定です。

また、各種団体あるいはそれぞれのお立場の中で、こういったリーフレットを活用して何か話をしたいなど、周知をお手伝いできるよという方がいらっしゃいましたら、ぜひともお声掛けいただけましたら必要部数をお渡しすることもできるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

小尾会長

事務局から補足的に重ねてご説明いただきました。この点、よろしゅうございますね。

それ以外に特に事務局から何かございますか。

司会

事務局からですが、本日は資料を当日配付しておりまして、限られた時間の中でご審議いただきましたが、他にご質問・ご意見等がございましたら、9月14日（金）までにファクスもしくはEメールで、事務局までご連絡いただきますよう、お願いいたします。

送っていただきましたご質問等につきましては、次回の分科会の際に回答させていただきたいと思っております。

また、会議録につきましては、事務局で案を作成し、皆さまにお送りさせていただきます。

小尾会長

ありがとうございます。

それでは、これもちまして、第1回茨木市障害者施策推進分科会を終了させていただきます。皆さま、長時間にわたってご議論いただきましてありがとうございます。

では、マイクを事務局にお返しします。

司会

委員の皆さまにおかれましては、長時間お疲れさまでした。

次回の分科会は、年明けの平成31年1月を予定しております。開催までに改めてご案内を差し上げますので、よろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。

(終了)

閉会